

# 所沢市議会における通年会期制について（概要）（案）

## 1 会期について

地方自治法では、議会は定例会と臨時会とされ、定例会にあっては条例で定める回数を、臨時会にあっては必要がある場合に招集することとされ、現在、本市議会においては、3月、6月、9月、12月の年4回、市長が定例会を招集し、開催することとなっています。

招集された定例会や臨時会の期間を会期といい、会期は、議会が議会としての権限を有し、法的に活動することのできる期間とされ、会期は招集された日において議会が決定することとされています。

通年会期制は、幅広い層の住民が議員として参画できる議会の実現や議会審議の充実と活性化といった観点から、平成24年に地方自治法が改正され、議会の選択により条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年を会期とすることが可能となりました。

本市議会においては、定例日を定めることによる定期的かつ予見可能性のある形で会議を開催する議会運営とするため、第102条の2の規定による通年会期制とすることとしました。

### 参考 地方自治法 (通年の会期)

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができます。

2 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもって、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

3 第1項の会期中において、議員の任期が終了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなった日をもって、会期は終了するものとする。

4 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日の最初の第1項で定める日の前日までを会期とするものとする。

5 第3項の規定は、前項後段に規定する会期に準用する。

6 第1項の議会は、条例で定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあった日から、都道府県及び市にあっては7日以内、町村にあっては3日以内に会議を開かなければならない。

8 略

## 2 本市議会における通年会期制の導入の目的・期待される効果

平成24年の地方自治法の改正を受け、本市議会でも同年から通年会期制の導入について、議会運営委員会において協議されてきました。令和元年の議会運営委員会において主な協議テーマとして通年会期制の導入が確認され、現在までの間、導入に向け継続的な協議が行われました。

本市議会における通年会期制の導入目的及び期待される効果として、会期を通年とすることで、議会の活動能力が常時担保され、議長が速やかに本会議を開催することができ、災害等の突発的な事件や事故、緊急の行政課題等に主体的かつ機動的な対応を可能とともに、より十分な審議時間が確保され、議会審議の充実と活性化に資するものです。

### 本市議会の通年会期制

会期 5月1日から翌年の4月30日まで

定期例会 6月1日、9月1日、12月1日、2月15日

会議の種類 定例会議…定例日を初日として開く会議（年4回）

臨時会議…定例会議以外の会議

施行日 令和6年5月1日